3　この表の下欄に掲げる水銀等の量は、熱源として電気を使用する施設及び三の項から六の項までに掲げる施設にあつては第一号に掲げる式により、その他の施設にあつては第二号に掲げる式により算出された水銀等の量とする。

一　C=Cs

二　C=（21－On）／（21－Os）・Cs

この式において、C、On、Os及びCsは、それぞれ次の値を表すものとする。

C　水銀等の量（単位　マイクログラム）

次の表の上欄に掲げる各項の施設について同表の下欄に掲げる値とする。

On		
一の項、二の項		6
七の項		10
八の項、九の項		12

Os　排出ガス中の酸素の濃度（当該濃度が二〇パーセントを超える場合にあつては、二〇パーセントとする。）（単位　百分率）

Cs　環境大臣が定める方法により測定された水銀濃度を、温度が零度であつて圧力が一気圧の状態における排出ガス一立方メートル中の量に換算したもの（単位　マイクログラム）

4　水銀等の量が著しく変動する施設にあつては、一工程の平均の量とする。

附則別表第二

この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号。以下「廃棄物処理法」という。）第九条第一項又は第十五条の二の六第一項の規定による施設の変更の許可（水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る変更に限る。）を申請したもの	廃棄物処理法第九条第一項若しくは第十五条の二の六第一項の規定による変更の許可を受けた施設の使用を開始する日又は当該許可を受けた日から起算して一年を経過した日のいずれか早い日
この省令の施行の日から起算して一年を経過する日までの間に廃棄物処理法第九条の三第八項の規定による変更の届出（水銀排出施設及び水銀等の処理施設に係る変更に限る。）をしたもの	廃棄物処理法第九条の三第八項の規定による届出をした施設の使用を開始する日又は同条第九項において準用する同条第三項の期間を経過した日若しくは当該届出の内容が相当であると認める旨の都道府県知事の通知を受けた日から起算して一年を経過した日のいずれか早い日